

## 所得税還付申告、住民税申告及び申告相談

毎年、確定申告期間(2月16日～3月15日)の確定申告会場は非常に混み合います。待ち時間を少しでも短縮するため次の日程を設けていますので、対象となる方はご利用ください。

なお、利子所得、譲渡所得(土地、家屋、株式等)、山林所得、雑損控除のある方、青色申告の方は、2月16日以降に札幌北税務署(☎011-707-5111)で申告をしてください。

- 受付期間 1月23日(火)～2月15日(木)  
※土・日曜日、祝日は除く。
- 受付場所 当別町役場1階 大会議室
- 受付時間 9時～11時30分、13時～16時  
※午前の受付開始から30分程度は混雑が予想されます。
- 問合せ 税務課税務係(☎23-2332)

### 所得税の還付申告ができる方 (給与収入・年金収入のみの方)

- ①所得税額を正しく計算すると還付になる方
- ②退職所得があり、源泉徴収税額が還付になる方
- ③新築住宅や中古住宅を取得して入居された方や住宅の増改築をされた方
- ④寄附金・医療費控除等を受けることができる方など

#### \* 必要な書類 ①～④共通および住民税申告

- ・源泉徴収票(コピーは不可) ・印鑑
- ・マイナンバーカードまたは通知カードと運転免許証などの身分証明書
- ・金融機関等の口座番号が分かるもの(本人名義)
- ・健康保険料および介護保険料の領収書、国民年金保険料支払証明書
- ・生命保険、地震保険料控除証明書など

### 医療費控除を受ける方へ (控除対象期間はH29.1.1～12.31)

医療費控除は年間医療費支払額が10万円または合計所得金額の5%のいずれか少ない方を超えた場合に適用できます。保険等で補てんされている場合は、その金額を差し引いて集計してください。

#### <変更点>

平成29年分の確定申告から、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要になります。

※医療費の領収書は自宅で**5年間保存する**必要があります(税務署や町から求められたときは、提示または提出しなければなりません)。

- ・医療費控除の明細書(様式)は役場税務係の窓口で配布できます。
  - ・医療保険者から交付を受けた医療費通知(健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」など)を添付すると、明細の記入を省略することができます。
- ※平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付によることもできます。

### 医療費控除の特例「スイッチOTC医薬品控除」

※平成29年分の確定申告・住民税申告から適用が開始されます

スイッチOTC医薬品とは、これまでは医師によって処方される医療用薬品として使用されていた薬について、薬局など店舗で購入できるよう認可されたもので、「健康の保持増進と疾病の予防の取り組み」として、一定の取り組みを行う個人が平成29年1月1日以降にスイッチOTC医薬品を購入した際に、その購入費用について所得控除を受けることができる新制度です(具体的な対象品目は厚生労働省のHPをご覧ください)。

※控除を受けるための要件として、「①特定健康診査、②予防接種、③定期健康診断(事業主健診)、④健康診査、⑤がん検診」があり、これらの健診等または予防接種を受けたことを明らかにする書類と、セルフメディケーション税制の明細書の提出が必要です。

※スイッチOTC薬控除の明細書は、役場税務係の窓口で配布できます。スイッチOTC薬控除は、購入代金だけで12,000円を超えた場合に適用できます(上限は88,000円)。

※「現行の医療費控除」と「特例のスイッチOTC薬控除」の併用はできません。

### 白色事業所得者(営業・不動産等)を対象とした収支内訳書の記載相談

収支内訳書の記載相談をこの期間(1月23日～2月15日)に同会場でお受けしています。必要な書類等を整理のうえお越しください。

### 法定調書関係書類等の提出について

- 関係書類等の提出は、**1月31日(水)**まで。
- ・給与支払報告書(総括表・個人別明細)  
→役場1階・税務課税務係へ
  - ・上記以外の書類→札幌北税務署へ

## 住民税の申告について

確定申告の必要がない方であっても、国民健康保険に加入している方、公営住宅の申し込みや児童手当および各種手続きに所得課税証明書が必要となる方は、**住民税の申告が必要**です。

### \* 公的年金等を受給されている方

公的年金等の収入の合計額が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下のため所得税の確定申告が必要ない場合であっても住民税の申告をすることにより、医療費控除・扶養控除等が平成30年度に反映され税額が下がる場合があります。関係書類をお持ちのうえ会場にお越しください。

☆ e-Tax ソフト・確定申告書等作成コーナーの操作などのご質問は

☎ 0570 - 01 - 5901 (有料・全国一律市内通話料金)

受付時間 月曜～金曜 9時～17時

(祝日、12月29日～1月3日を除く)

※上記ダイヤルにつながらない場合は

☎ 03 - 5638 - 5171 (有料) へ。

### ☆ e-Tax をご利用の方へ

e-Tax は、マイナンバーカード・ICカードリーダーライター・パソコンがあれば、自宅からインターネットで確定申告などができるシステムです。e-Tax を利用すると「源泉徴収票等の添付書類の提出を省略できる」「還付申告が比較的早く処理される(3週間程度)」「24時間いつでも自宅から提出が可能」となります。e-Tax に必要な「マイナンバーカード」は申請から受け取りまで約1カ月かかるため、利用される方はお早めにご用意ください。

※住民基本台帳カードでe-Tax を利用される方は、電子証明書の有効期限をご確認ください。有効期限が過ぎていた場合、住民基本台帳カードによるe-Tax はできませんので、お早めにマイナンバーカードを申請してください。

### ■ マイナンバーに関する問合せは

住民課戸籍年金係 (☎ 23 - 2463)

☆ マイナンバーカードの利用にかかるICカードリーダーライターの設定、パソコン操作などのご質問は

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120 - 95 - 0178

受付時間 月曜～金曜 9時30分～20時

土曜・日曜・祝日 9時30分～17時30分

※上記ダイヤルにつながらない場合はこちらへ。

☎ 050 - 3818 - 1250 (有料)

## 支援

## 見守り

# 当別町地域福祉支援台帳を更新します

町では、地域で支援を必要とする可能性のある要配慮者への平常時の見守りの強化と、災害時の避難支援活動等の体制づくりを図るため「当別町地域福祉支援台帳」を作成し、関係機関等との情報共有を進めています。この台帳は町に住むすべての人が助け合い、安心して暮らせるまちづくりを推進するための大切な情報です。

後日、新たに対象者となる方等には、戸別訪問・郵送等により地域福祉支援台帳へ登録することへの本人の同意を確認しますので、ご理解とご協力をお願いします。

### 対象者

- ① 要介護認定者 (要介護3以上の方)
- ② 重度障がい者 (身体障がい1級・2級)、知的障がい (A判定) または精神障がい (1級・2級) の方
- ③ 65歳以上のひとり暮らしの方
- ④ 65歳以上の夫婦のみの世帯の方
- ⑤ その他、支援が必要と認められる方

### 台帳への登録について

#### 本人の同意を確認します

- ・ **新たに要介護3以上、重度障がい者となった方など**  
戸別訪問等を行い、本人の同意を確認します。  
※1月末までに戸別訪問の実施を個別に連絡します。  
※戸別訪問では緊急連絡先や見守りに必要な情報を確認します。
  - ・ **65歳以上で新たにひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯になった方など**  
1月末までに簡易書留郵便で、この事業の詳しい説明と本人の同意の確認方法などをお知らせします。  
※台帳への登録を希望しない方は郵送された申出書に記入し返送するか、福祉係窓口へ提出してください。
  - ◎ 過去に台帳への登録を希望されなかった方へも改めて郵便でお知らせします。
- ▼ 問合せ 保健福祉課福祉係 (ゆとろ内・☎ 23 - 3019)